

大島町飲料用自動販売機設置事業者募集要項（一般公募）

令和8年8月24日

大島町

1. 趣旨

大島町では、町有財産の有効活用及び魅力向上を図るため、町有施設に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集するので、募集に参加される事業者は、本募集要項及び別紙自動販売機設置場所仕様書をご熟読いただき、内容をご理解のうえ申込むこと。

2. 募集物件

施設名：大島町開発総合センター

所在地：大島町元町 1-1-14

品目：缶、ペットボトル

災害対応：○

3. 自動販売機の設置条件等

（１）設置事業者の遵守事項等

- ア 使用許可の条件を遵守すること。
- イ 自動販売機設置管理契約書を締結すること。
- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- エ 飲料用自動販売機の設置数は1台とし、別紙自動販売機設置場所仕様書に記載の場所に設置すること。

（２）自動販売機の規格等

①デザイン

当該施設の内外装に配慮した外観色であること。

②利用者への配慮

- ア 新旧 500 円硬貨及び、新旧 1,000 円紙幣が使用できること。
- イ ユニバーサルデザイン仕様であること。
- ウ ホットアンドコールド機であること。

③環境対策

貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

④安全対策

「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、できる限り建物躯体に負担のかからない方法を取り、転倒防止等の安全確保に努めること。

⑤防犯対策

偽造硬貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内の設置であっても「自動販売機堅牢基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

（３）販売品の条件等

①販売品目

ア 清涼飲料水、コーヒー飲料を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を得ている商品を半数以上の品目とした構成とすること。また、酒類及びその類似品の販売を行わないこと。

イ 夏季は、冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。

ウ 販売品の構成については、15 問い合わせに記載する所管課（以下、「施設所管課」という。）の承認を事前に受けること。

②販売価格

ア 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

イ 販売価格を変更するときは、施設所管課の承認を事前に受けること。

（４）設置及び原状回復等

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とする。

イ 使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切補償を大島町に請求することはできない。

（５）維持管理等

ア 商品補充、賞味期限の管理及び金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの、自動販売機の維持管理については設置事業者の責任において適切に行うこと。なお、維持管理等が適切に行われないことが散見される場合には、町は設置事業者に対して使用中止を命じることができ、使用料の返還は行わないものとする。

イ 自動販売機設置場所には、販売品目の容器の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置することとし、回収ボックスの購入及び設置に係る費用は設置事業者の負担とする。

ウ 回収ボックスには、大島町指定のゴミ袋を取り付けることとし、ゴミ袋に係る費用は設置事業者の負担で用意すること。ただし、ゴミ袋の処理及び交換は施設所管課に依頼することができるものとし、交換用のごみ袋を同所管課に預けることができる。

エ 商品の搬入等を行う時間、駐車位置及び経路については、施設所管課の指示に従うこと。

オ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

カ 自動販売機の設置に伴う事故については、町の責めに帰する場合を除き、設置事業者がその費用を負担し、設置事業者の責任において解決すること。

キ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の連絡先を自動販売機に明示し、設置事業者の責任において対応すること。また、公共施設内に設置することを考慮し、真摯な態度に努めること。

ク 自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合については、大島町の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその費用を負担し、設置事業者の責任において対応すること。

ケ 自動販売機の各月の売上本数、売上金額が確認できる書面を四半期ごとに施設所管課に提出すること。

コ 販売品の消費期限や温度など衛生管理に万全を尽くすこと。

(6) 災害援助ベンダー

災害発生時には自動販売機の飲料を無償で提供できる機能を有する機器とし、災害発生時に限り、町が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供することとし、専用の鍵を町に貸与すること。

4. 町へ納入する行政財産使用料及び電気使用料

- (1) 大島町行政財産使用料条例に基づき、自動販売機 1 台分 (1 m²以下) として 算出した 月額 600 円を行政財産使用料とする。
- (2) 自動販売機の稼働に係る電気料金は設置事業者の負担とする。電気代については、電気料の算出方法は、町が設置する電力使用量計測用子メーターと、施設全体の電力使用量計測用メーターから計測されたそれぞれの電力量を基に、町が按分・算定するものとする。
- (3) 行政財産使用料及び電気料金は、町が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入すること。

5. 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、使用を許可した日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、更新することが適当であると町が判断する場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、3 年を限度に使用許可を更新することができる。
- (2) 使用許可を継続することが適当でないとするときは、許可を取り消すことがある。

6. 応募に必要な資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各項に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (5) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許を有していること。
- (6) 大島町内で自動販売機の設置を行っている者で、大島町内に本店、支店又は営業所を有している法人又は個人。
- (7) 町税を完納していること。

7. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出場所、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、審査を行うにあたって不適当と認められるもの。

8. 応募提出書類

応募に参加する者は、以下の書類（正本1部）を町に提出すること。

	提出書類	法人	個人
①	公募参加申請書（様式1）	○	○
②	誓約書（様式2）	○	○
③	販売品目一覧表（様式3）	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤	住民票		○
⑥	6（5）に係る許認可書等の写し	○	○
⑦	設置する自動販売機・回収ボックス等のカタログ	○	○
⑧	町税の納税証明書（未納の税額がないことの証明も可）	○	○

※1 ④・⑤・⑧については、発行3ヶ月以内の原本とする。

※2 ⑦については、自動販売機は最大電力、定格電力、寸法、付属品など、回収ボックスは、仕様・寸法等が明記されたものを提出すること。

9. 応募申込書提出期間及び提出場所

（1）提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月18日（金）まで

午前9時から午後5時までの間 ※ただし、正午から午後1時までの間を除く

【郵送の場合】書留郵便により令和8年9月18日（金）午後5時必着とすること。

【その他】ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。

（2）提出場所

東京都大島町役場 教育文化課 社会教育係

〒100-0101 大島町元町字丸塚 548-1 生涯学習センター 郷

10. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とする。

11. 事業者の決定

(1) 提出された応募申込書をもとに資格要件を満たすと認められた者を設置事業者に決定する。資格要件を満たす者が2者以上ある場合は、抽選により設置事業者を決定する。抽選の立会いを希望する者には、別途日時を連絡する。

(2) 決定後であっても、不正等が判明した場合には決定を取り消すものとする。

12. 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大島町公式サイトに募集物件、設置事業者名を公表する。

13. 設置事業者に決定された者が行う手続き

設置事業者に決定された者は、以下の行政財産使用許可及び設置管理契約の手続きを行うものとする。なお、手続きに要する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。

(1) 行政財産使用許可の手続き

設置事業者に決定された者は、令和8年9月28日(月)までに施設所管課に行政財産使用許可申請書を提出すること。なお、行政財産使用許可申請書には、設置する自動販売機、回収ボックス及び、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面又はカタログ等を添付すること。

また、使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、行政財産使用許可の手続きを行うこと。

(2) 災害救助ベンダー協定の手続き

設置事業者(災害救助ベンダー付き)に決定された者は、災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書(様式4)を締結すること。なお、使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、協定を締結すること。

14. その他

- (1) 年度途中において施設を臨時に休館する日が生じるなど、施設の状況の変化等による納入金額の減額は行わないものとする。
- (2) 本募集要項、自動販売機設置場所仕様書、自動販売機設置管理契約書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度町と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

15. 問い合わせ

〒100-0101

東京都大島町元町字丸塚 548-1

東京都大島町役場教育文化課社会教育係

電 話：04992-2-1453

メール：c140201@town.tokyo-oshima.lg.jp